プレミアム付商品券事業に係る本人外収集、 目的外利用及び外部提供について(概要)

1 制度の概要

(1) 目的

消費税・地方消費税率の引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券(以下「商品券」という。)の発行・販売等の事業を行う。

- (2) 購入対象者
 - ア 住民税非課税者

次の要件に該当する者とする。

- (ア) 平成31年1月1日において、墨田区の住民基本台帳に記録されている者
- (イ) 令和元年度分の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の均等割が課税されていない者又は条例で定めるところにより市町村民税を免除された者(市町村民税の均等割が課税されている者(市町村民税を免除された者を除く。)の扶養親族等を除く。)
- (ウ) 平成31年1月1日において、次のいずれにも該当しない者
 - a 生活保護受給者
 - b 中国残留邦人等支援給付受給者
 - c ハンセン病療養所非入所者給与金(援護加算分)受給者
 - d ハンセン病療養所入所者家族生活援護費受給者
- イ 3歳未満児子育て世帯主

基準日(令和元年6月1日、7月31日、9月30日)のいずれかにおいて、 次の要件に該当する者とする。

- (ア) 墨田区の住民基本台帳に記録されている者
- (イ) 平成28年4月2日以降に出生し、かつ、基準日のいずれかにおいて、墨田区の住民基本台帳に記録されている児童(以下「3歳未満対象児童」という。) の属する世帯の世帯主
- (3) 商品券の販売手続
 - ア 住民税非課税者

税務行政の一環として区民部税務課が発送する非課税のお知らせに、購入引換券の申請書・案内を同封することにより申請勧奨を行う。その後、購入引換券の交付申請があった者について要件の審査を行い、交付対象者には購入引換券を発送する。販売開始日以降、購入引換券により商品券を購入することができる。

イ 3歳未満児子育て世帯主

要件に該当する者に対し、購入引換券を発送する。販売開始日以降、購入引換券により商品券を購入することができる。

(4) 商品券の販売額

ア 住民税非課税者一人につき、総額で2万5千円分の商品券を2万円で販売する。

- イ 3歳未満児子育て世帯主一人につき、総額で2万5千円分に3歳未満対象児童の数を乗じた金額分の商品券を2万円に3歳未満対象児童の数を乗じた金額で販売する。
- (5) 墨田区の支給対象者見込み 約5万人

2 本人外収集について

(1) 本人外収集の必要性

ア 申請勧奨対象者の把握

ハンセン病療養所非入所者給与金(援護加算分)受給者及びハンセン病療養所入 所者家族生活援護費受給者は商品券の購入対象外であることから、申請勧奨を行う に当たりこれらの者を除外するために、該当者の個人情報を本人外収集する必要が ある。

イ 施設入所等児童等の把握

施設入所等児童等については、施設所在自治体が購入引換券の交付を行う等特別な対応を実施することから、入所の措置等を行った自治体が、施設所在自治体及び住民票所在自治体に対し、当該施設入所等児童等に係る情報提供を行うこととしている。そのため、入所の措置等を行った自治体から当該施設入所等児童等に係る個人情報を本人外収集する必要がある。

- (2) 個人情報の項目及び収集の相手方 別紙「個人情報一覧(本人外収集・目的外利用・外部提供)」のとおり
- (3) 本人外収集の方法 該当者のリストを電子メール又は郵送により収集する。

3 目的外利用について

(1) 目的外利用の必要性

ア 申請勧奨対象者の把握

生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者は商品券の購入対象外であることから、申請勧奨を行うに当たりこれらの者を除外するために、該当者の個人情報を目的外利用する必要がある。

イ 施設入所等児童等の把握

施設入所等児童等については、施設所在自治体が購入引換券の交付を行う等特別な対応を実施することから、入所の措置等を行った自治体が、施設所在自治体及び住民票所在自治体に対し、当該施設入所等児童等に係る情報提供を行うこととしている。そのため、墨田区が入所の措置等を行った当該施設入所等児童等に係る個人情報を目的外利用する必要がある。

ウ 虐待を受けて入所の措置等が採られている障害者及び高齢者の把握

養護者から虐待を受けて施設への入所の措置等が採られている障害者及び高齢者については、住民登録上養護者と同一世帯であっても、養護者に扶養されていないものとみなし、また、養護者による代理申請は認めないことから、これらの者を特定するために、当該障害者及び高齢者に係る個人情報を目的外利用する必要がある。

- (2) 個人情報の項目及び情報の保有課 別紙「個人情報一覧(本人外収集・目的外利用・外部提供)」のとおり
- (3) 目的外利用の方法 該当者のリストの作成(紙媒体又は電子媒体)

4 外部提供について

(1) 外部提供の必要性

施設入所等児童等については、施設所在自治体が購入引換券の交付を行う等特別な対応を実施することから、入所の措置等を行った自治体が、施設所在自治体及び住民票所在自治体に対し、当該施設入所等児童等に係る情報提供を行うこととしている。そのため、墨田区が入所の措置等を行った施設入所等児童等に係る個人情報を、施設所在自治体及び住民票所在自治体に対し外部提供する必要がある。

- (2) 個人情報の項目及び提供の相手方 別紙「個人情報一覧(本人外収集・目的外利用・外部提供)」のとおり
- (3) 外部提供の方法 該当者のリストを電子メール又は郵送により提供する。

5 本人への通知

墨田区が申請勧奨及び購入引換券の送付を行う者に対しては、申請勧奨及び購入引換券の送付を行う際に併せて通知する。

墨田区が申請勧奨及び購入引換券の送付を行わない者に対しては、本人外収集、目的外利用及び外部提供したことのみを通知すると、本人に対して無用な混乱を生じさせるおそれがあることから、個別の通知は省略するが、事業の概要及び個人情報の利用について、区ホームページ等により周知を行う。

6 情報の取扱いについて

- (1) 個人情報保護の観点から適正な情報管理を行い、漏えい、紛失、改ざん、破損、その他の事故の防止に努める。
- (2) 事業の実施を委託するに当たり、墨田区個人情報保護条例施行規則第5条第1項 各号に掲げる契約書の記載事項を、委託事業者に遵守させる。

7 事務のスケジュール(予定)

令和元年6月10日~21日 施設入所等児童等に係る自治体間の連絡調整期間

7月下旬頃~ 住民税非課税者への申請勧奨

8月上旬頃~ 住民税非課税者の審査

9月上旬頃~ 住民税非課税者及び3歳未満児子育て世帯主への

購入引換券発送

10月1日~ 商品券販売開始